

北秋田市プロポーザル方式等による業者選定実施要綱第6条関係

秋田内陸線駅管理運営業務委託
応募型プロポーザル実施要領

令和7年12月

北秋田市総務部内陸線再生支援室

秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、秋田内陸線の存続と駅前地域の活性化を図ることを目的とし、秋田内陸線の駅の有人化を継続するために、駅舎管理等に係る業務について民間事業者に委託するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

秋田内陸線駅管理運営業務委託

(2) 業務内容

「秋田内陸線駅管理運営業務委託 特記仕様書」のとおり。

(3) 業務対象駅

秋田内陸線 合川駅及び米内沢駅

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(5) 提案限度額

¥ 31,086,000円 (消費税及び地方消費税額を含む)

※ ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3 プロポーザル方式の種別

応募型プロポーザルとする。

4 応募型プロポーザルの採用理由

業務遂行にあたっては価格のみだけではなく、業務実績や効率性、創造性等を勘案し、総合的に判断したうえで、本業務の目的を達成し得る最適な業者を選定するため、応募型プロポーザル方式により契約候補者を決定する。

5 応募条件及び応募方法等

「秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル募集要項」に定める。

6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

No.	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和8年1月20日（火）
2	参加申込み募集開始	
3	質問書提出期限	令和8年2月4日（水）午後5時必着
4	質問書の回答掲載	令和8年2月6日（金）
5	提案書提出期限	令和8年2月20日（金）正午必着
6	参加資格審査結果通知	令和8年2月25日（水）
7	提案内容プレゼンテーション	令和8年3月6日（金）（仮）
8	審査結果通知	令和8年3月11日（水）
9	契約締結	令和8年3月下旬
10	結果の公表	

7 質問書の提出・回答

本選定に関する説明会は開催せず、質問等がある場合は質問書を書面又は電子メールにより受け付ける。

- (1) 提出様式：任意様式
- (2) 提出先：本要領「17」による。
- (3) 回答方法：北秋田市公式ホームページに掲載する。
- (4) 受付時間：平日の午前9時から午後5時までとする。

8 提案書の提出

本選定への参加表明は「秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル募集要項」及び「秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル提案書作成要領」に定める方法により募集する。

- (1) 提出様式：別に定める。
- (2) 提出先：本要領「17」による。
- (3) 受付時間：平日の午前9時から午後5時までとする。最終日は正午までとする。

9 参加資格の審査

提出のあった参加申込み書類を確認のうえ、審査結果を参加申込みのあった者へ電子メール又は書面により通知する。

10 プrezentationの実施

提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

- (1) 日時・場所 **令和8年3月6日（金）13時30分～**
北秋田市役所第二庁舎1階 第3会議室

(2) プレゼンテーションの方法

- ① プレゼンテーションの時間は、「準備 5 分程度、説明 10 分程度、質疑応答 5 分程度」とする。
- ② プレゼンテーションは、提出した業務計画書を使用すること。なお、提出後の差し替え、追加は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正はこの限りではない。
- ③ プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が用意する。

(3) その他

- ・当市は、プレゼンテーションの内容を録音・録画することができる。
- ・当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

11 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

受託候補者の選定は、「秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に定める選定委員会が行うものとする。

(2) 選定方法等及び評価基準

「秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル審査要領」に定める。

12 提案者の失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案限度額を超えてる場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

13 提案者の辞退

参加申込み書類提出後に参加を辞退する場合は、北秋田市総務部内陸線再生支援室へ辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者はこれを理由として以後の契約等において不利益な取り扱いを受けない。

14 契約について

選定された受託候補者と市が協議を行い、業務仕様について決定し、市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）の定めに従い契約を締結する。受託候補者が辞退その他の理由により契約できない場合は次点者と契約の交渉を行う。

15 選定結果の通知及び公表

選定した提案者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかつた者に対しては書面により評価順位を通知する。

また、選定した提案者との契約締結後、次に掲げる事項を北秋田市ホームページにおいて公表する。

- (1) 業務名
- (2) 履行期間
- (3) 契約締結日
- (4) 契約金額
- (5) 契約の相手方の名称及び住所
- (6) 提案書等を特定した理由書
- (7) その他必要な事項

なお、選定結果に関する問い合わせや異議申し立ては受けない。

16 留意事項

- (1) 参加申込書の提出やプレゼンテーション等に係る費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者は複数の業務計画書の提案を行うことはできない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 提出された業務計画書等の内容について、選定の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から疑義の照会を行うことがある。
- (5) 郵送等による事故については、当市においていかなる責任も負わない。
- (6) 提案者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (8) 当市が本選定に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

17 問い合せ先及び各書類提出先

北秋田市総務部内陸線再生支援室

〒018-4692 北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1

TEL : 0186-82-2114 FAX : 0186-82-3767

E-mail : nairiku@city.kitaakita.akita.jp

提案書の応募書類は持参又は郵送でのみ受け付ける。